

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年6月21日（令和3年（行情）諮問第257号）

答申日：令和4年11月24日（令和4年度（行情）答申第331号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度 特定労働基準監督署の申告処理に係るものを除く監督復命書綴り中監督復命書の表面（様式第1の1号）全て」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月8日付け31北労行開第41号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には、法5条2号イ及び6号ホに該当する情報は含まれていない。

本件対象行政文書には、法5条4号に該当する情報は含まれていない。

本件対象行政文書には、法5条6号イに該当する情報は含まれていない。

よって、厚生労働大臣に審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年3月28日付け（同月30日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が令和2年4月21日付け31北労行開第41号により開示決定等の期限の特例規定の適用を行い、令和3年2月8日付31北労行開第41号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和3年3月22日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした情報のうち、下記(3)エに掲げる部分については新たに開示し、その余については原処分を維持することが妥当であると考ええる。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象行政文書は、「平成28年度特定労働基準監督署の申告処理に係るものを除く監督復命書綴り中監督復命書の表面（様式第1の1号）全て」であり、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、平成28年度に特定事業場に対して行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち、本件開示請求書に記載された該当行政文書（令和2年5月25日31北労行開第41号で開示決定を通知したものを除く）を本件対象文書として特定した。

イ 不開示情報該当性について

本件審査請求においては、原処分における不開示条項の根拠条項のうち、法5条1号以外の条項につき不服を申し立てているため、以下当該条項について述べる。

(ア) 監督復命書

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

(イ) 法5条2号イ及び6号ホの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条2号イ及び6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定の労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載さ

れている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) その他

原処分において開示した部分のうち、「参考事項・意見」欄の監督指導等の対象事業場に関する詳細な情報等の一部については、上記イ及びウのとおり、法5条2号イ及び6号ホ並びに4号及び6号イの不開示情報に該当するため本来であれば、不開示とする情報である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の中で、上記第2の2のとおり主張しているが、不開示情報該当性については、上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち、別表（理由説明書別表（略））に掲げる部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については原処分において不開示とした情報のうち、上記（3）エで開示するとした部分については新たに開示し、その余については原処分を維持するべきである。

2 補充理由説明書

法19条の規定に基づき、令和3年6月21日付け厚生労働省発基0621第1号により諮問した令和3年（行情）諮問第257号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、理由説明書では法5条1号以外の条項にかかる不開示情報該当性について説明したところであるが、法5条1号の不開示情報該当性については、（3）イ（イ）として以下のとおり追記する。

法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月1日 審議
- ④ 令和4年9月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定を適用した上で、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホ所定の不開示理由が主張されているものとして、以下、検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の2欄に掲げる部分）について

通番6及び通番8は、「事業場の名称」欄及び「代表者職氏名」欄であるが、いずれも空欄である。通番12は、欄外にゴム印で押印された、署長判決を求めるため記載された文言であり、枠で囲まれた部分は、手書きの日付及び書類名も含め定型的な内容と認められる。

当該部分には、個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分は、これを公にしても、対象事業場又は独立行政法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、

若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

さらに、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の2欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1, 通番3, 通番4, 通番10及び通番13

当該部分は、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」及び「参考事項・意見」欄の各欄の記載並びに各種欄の内外に記載された手書きのメモである。

当該部分については、下記(ア)ないし(エ)の理由により、これを公にすると、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ、又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなつて、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ、4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ア) 監督復命書の「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月日等が開示されていることから、監督を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったこ

とが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記（ア）と同様のおそれが生じる。

(ウ) 「特別監督対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。このため、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「参考事項・意見」欄及び欄外に記載されたメモは、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

イ 通番2，通番5ないし通番9及び通番11

当該部分は、「労働保険番号」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」，「代表者職氏名」，「店社」及び「面接者職氏名」の各欄の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」，「労働組合」，「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号，2号イ，4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号，2号イ，4号並びに6号イ及びホに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号，2号イ，4号及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1

号， 2号イ， 4号並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず， 開示すべき
であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡， 委員 久末弥生， 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	全て	1	—
「労働保険番号」欄	全て（空欄を除く）	2	—
「監督重点対象区分」欄	全て	3	—
「特別監督対象区分」欄	全て	4	—
「事業の名称」欄	全て	5	—
「事業場の名称」欄	全て	6	2頁ないし4頁, 7頁, 10頁, 11頁, 13頁ないし21頁, 23頁, 24頁, 41頁ないし43頁, 48頁ないし50頁, 52頁, 54頁, 55頁, 60頁, 62頁, 63頁, 65頁ないし67頁, 72頁, 76頁, 78頁, 83頁, 94頁, 95頁, 108頁, 110頁, 111頁, 113頁, 120頁, 121頁, 123頁, 124頁, 126頁, 131頁, 133頁, 134頁, 137頁ないし139頁, 149頁, 157頁, 158頁, 167頁, 172頁, 173頁, 186頁, 201頁, 204頁, 207頁ないし209頁, 213頁, 219頁, 231頁, 233頁, 241頁, 247頁, 250頁, 251頁, 256頁, 257頁, 262頁, 263頁, 271頁, 275頁, 280頁, 281頁, 285頁, 286頁, 289頁, 293頁, 295頁, 297頁, 299頁, 300頁, 302頁, 304頁, 305頁, 322頁, 323頁, 326

		<p>頁, 3 2 7 頁, 3 2 9 頁, 3 3 1 頁, 3 3 6 頁, 3 3 7 頁, 3 3 9 頁, 3 4 0 頁, 3 4 3 頁, 3 4 4 頁, 3 4 7 頁, 3 4 9 頁, 3 5 5 頁, 3 5 8 頁, 3 6 1 頁, 3 6 8 頁, 3 7 0 頁, 3 7 4 頁, 3 8 1 頁, 3 8 3 頁, 3 8 7 頁, 3 8 8 頁, 3 9 5 頁, 3 9 6 頁, 3 9 8 頁, 3 9 9 頁, 4 0 7 頁ないし4 1 1 頁, 4 1 3 頁, 4 1 4 頁, 4 1 8 頁, 4 2 3 頁, 4 2 8 頁ないし4 3 0 頁, 4 3 6 頁, 4 3 8 頁, 4 3 9 頁, 4 4 1 頁, 4 4 8 頁, 4 5 0 頁, 4 5 8 頁, 4 6 3 頁, 4 6 4 頁, 4 7 4 頁, 4 7 8 頁, 4 8 1 頁, 4 9 2 頁, 5 0 0 頁ないし5 0 2 頁, 5 0 8 頁, 5 2 8 頁ないし5 3 2 頁, 5 3 4 頁, 5 4 0 頁, 5 4 1 頁, 5 4 3 頁, 5 4 7 頁ないし5 4 9 頁, 5 5 1 頁, 5 6 2 頁, 5 6 3 頁, 5 7 0 頁, 5 7 1 頁, 5 7 3 頁, 5 7 4 頁, 5 7 6 頁, 5 7 7 頁, 5 8 3 頁, 5 8 5 頁, 5 8 9 頁, 5 9 2 頁, 5 9 4 頁, 5 9 7 頁, 6 0 4 頁, 6 0 6 頁, 6 0 9 頁, 6 1 1 頁, 6 1 5 頁, 6 1 8 頁, 6 2 6 頁, 6 2 7 頁, 6 3 2 頁ないし6 3 4 頁, 6 3 6 頁, 6 3 9 頁, 6 4 2 頁ないし6 4 6 頁, 6 5 0 頁, 6 5 3 頁, 6 5 4 頁, 6 5 9 頁ないし6 6 2 頁, 6 6 4 頁, 6 6 5 頁, 6 6 9 頁ないし6 7 1 頁, 6 7 3 頁, 6 7 4 頁, 6 8 0 頁, 6 8 1 頁, 6 8 3 頁, 6 8 7 頁, 6 8 8 頁, 6 9 1 頁, 6 9 3 頁, 6 9 9 頁, 7 0 4 頁, 7 0 6 頁ないし7 1 4 頁, 7 1 6 頁ないし7 2 0 頁, 7 2 2 頁ないし7 3 4 頁, 7 3 6 頁ないし7 4 7 頁, 7 4 9 頁ないし7 5 4 頁, 7 5 6 頁, 7 5 8 頁, 7 5 9 頁, 7 6 1 頁, 7 6 2 頁, 7 6 4 頁ないし7 6 8 頁, 7 7 0 頁ないし7 7 4 頁, 7 7 7 頁ないし7 8 2 頁, 7 8 4 頁, 7 8 5 頁, 7 8 7 頁ないし7 9 3 頁, 7 9 7 頁な</p>
--	--	---

			いし801頁, 803頁ないし812頁, 814頁ないし817頁, 820頁ないし822頁, 825頁ないし830頁, 834頁, 835頁, 837頁, 838頁, 842頁ないし844頁, 846頁ないし848頁, 851頁ないし855頁, 857頁, 860頁
「事業場の所在地」欄	全て	7	—
「代表者職氏名」欄	全て(224頁, 226頁, 325頁, 345頁, 353頁, 354頁, 366頁, 440頁, 852頁, 853頁を除く)	8	144頁, 175頁, 189頁, 678頁, 742頁
「店社」欄	82頁, 87頁, 88頁, 178頁, 203頁, 206頁, 259頁, 274頁, 277頁, 278頁, 342頁, 362頁, 363頁, 419頁, 420頁, 434頁, 456頁, 458頁, 497頁, 499頁, 522頁ないし524頁, 576頁, 593頁, 600頁, 602頁, 610頁, 611頁, 614頁, 6	9	—

	20頁, 622頁, 695頁, 696頁, 701頁, 702頁		
「参考事項・意見」欄	各頁不開示箇所(72頁, 74頁, 89頁, 92頁, 100頁, 104頁, 175頁, 180頁, 185頁, 188頁ないし192頁, 221頁, 224頁ないし226頁, 229頁ないし233頁, 236頁, 274頁, 277頁, 278頁, 399頁, 435頁, 480頁, 488頁, 567頁, 568頁, 677頁, 799頁を除く)	10	—
「面接者職氏名」欄	全て(空欄及び366頁を除く)	11	—
欄外にゴム印で押印された 判決欄の 伺い文 (手書き で記入さ れた, 日 付け, 書 類名を含	9頁, 18頁, 41頁, 56頁, 170頁, 219頁, 247頁, 289頁, 333頁, 375頁ないし379頁, 391頁, 396頁, 409頁, 414頁, 478頁, 5	12	全て(835頁のメモ部分を除く)

む)	07頁, 521 頁, 530頁, 5 31頁, 550頁 ないし557頁, 561頁, 597 頁, 627頁, 6 59頁, 660 頁, 663頁, 6 76頁, 705 頁, 715頁, 7 85頁, 796 頁, 807頁, 8 35頁, 855頁		
その他	39頁, 66頁, 71頁, 115 頁, 128頁, 1 35頁, 225 頁, 230頁, 2 31頁, 236 頁, 289頁, 3 07頁, 308 頁, 414頁, 4 33頁, 608 頁, 623頁, 6 43頁, 703 頁, 835頁, 8 38頁に手書きで 記載されたメモ	13	-

(注) 上表は、当審査会事務局において作成した。なお、諮問庁が新たに開示
 するとしている部分の記載は省略した。